

岡山県受動喫煙防止条例（仮称）の骨子案について

1 目的・基本理念

県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することで、全ての県民が健康で快適な生活を送ることができる社会の実現を目指す など

2 責 務

- ・ 県 …望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的・効果的に推進する
- ・ 県民 …受動喫煙による健康影響を理解し、受動喫煙を生じさせないように努めるとともに県の施策に協力するよう努める
- ・ 事業者等…施設における環境整備に努める

3 望まない受動喫煙の防止に関する施策・取組

(1) 県における施策

- ・ 望まない受動喫煙防止のための知識の普及、意識の啓発
- ・ 望まない受動喫煙防止に向けた取組の推進のための環境整備

(2) 施設における取組

施設の種類	改正健康増進法	条例骨子案	
第一種施設	「特定屋外喫煙場所」設置可	改正法のとおり（規定しない）	
第二種施設	「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」設置可	改正法のとおり（規定しない）	
既存特定飲食提供施設	屋内の全部又は一部を「喫煙可能室」とすること可	うち従業員のいる既存特定飲食提供施設	屋内の全部を喫煙可能室と定めないう努める（努力義務）
喫煙目的施設	屋内の全部又は一部を「喫煙目的室」とすること可	改正法のとおり（規定しない）	

<第一種施設> 学校、児童福祉施設、病院、大学・専門学校、行政機関の庁舎など

<第二種施設> 第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設

<既存特定飲食提供施設> 客室面積 100 ㎡以下、個人又は中小企業（資本金等 5 千万円以下）が経営する既存の飲食店（R2.4.1 時点で営業）

<喫煙目的施設> 喫煙場所の提供を主目的とする施設

4 その他

- ・ 推進体制の整備、附則（施行期日等）
- ・ 罰則は設けない

受動喫煙防止対策に対する意見の概要

1 条例全般に関する意見

受動喫煙の防止対策の必要性については、全委員及び意見交換を行った関係団体のいずれも、認識を共有するものの、その具体的な推進方策等については様々な考え方が示された。

2 県が示した論点に対する意見

論点① 特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等の喫煙室を設置した場合、概ね受動喫煙は防止できると考えるが、これについてどのように考えるか。

特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等の喫煙室を設置した場合、概ね受動喫煙は防止できるとの意見と、完全には防止できないとの意見との両方の意見があった。

論点② ①の喫煙場所の設置まで認めないこととすると、敷地外や公道など規制のない場所での喫煙を助長するリスクも懸念されるが、どのように考えるか。

①の喫煙場所の設置まで認めないこととすると、規制のない場所での喫煙を助長するリスクがあることについては、認識を共有することができ、①の喫煙場所の設置を認めることについては、特に異論はなかった。

論点③ 既存特定飲食提供施設では、経過措置によって屋内の全部を喫煙可能室とした場合、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれが高い。職場は滞在時間が長く、また、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であるが、この対策をどう考えるか。

既存特定飲食提供施設について、従業員のいる施設の屋内禁煙を進めるべきなどとの意見や、施設の経営者の自主的判断や対策を促すべきとの意見など、既存特定飲食提供施設に対する対策や支援策を求める意見が多かった。

論点④ 改正法は、公園などの屋外施設の管理権原者に対し、喫煙場所を定める場合の配慮などを規定していないが、この対策をどう考えるか。

公園などの屋外施設にも一定の配慮を求める意見がある一方、喫煙者の配慮義務など改正法で十分との意見などがあつた。なお、国に確認したところ、屋外施設であっても、第二種施設として管理権原者に一定の義務が課せられるとの見解が示された。

改正健康増進法 概要

区 分		改正健康増進法	
		原則	例外（喫煙場所の要件等）
第一種施設	幼・小・中・高 児童福祉施設等	次に掲げる 場所以外の 場所で喫煙 してはなら ない	「特定屋外喫煙場所」 (屋外に必要な措置がとられた場所に設置できる)
	病院、診療所、薬局		(喫煙場所の要件) ① 喫煙場所が区画されていること。 ② 喫煙場所である旨を記載した標識を掲示すること。 ③ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
	大学、専修学校		
	行政機関の庁舎		
第二種施設	第一種施設及び 喫煙目的施設以外の 多数の者が利用する施設	次に掲げる 場所以外の 屋内の場所 で喫煙して はならない	「喫煙専用室」 (屋内の一部に設置できる) (紙巻き・加熱式ともに喫煙可能) (喫煙しかできない) 「指定たばこ専用喫煙室」 (屋内の一部に設置できる) (加熱式たばこしか吸えない) (喫煙以外のこと（飲食等）もできる) (喫煙室の基準) ① 出入口において、室外から室内に流入する 空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。 ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、 壁、天井等によって区画されていること。 ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
	既存特定飲食提供施設 ・R2.4.1時点で営業している 飲食店 ・個人又は資本金5千万円 以下の会社が経営 ・客席面積100㎡以下	同上	【特例（経過措置）】※別に法律で定める日までの間 (現在定めなし) 「喫煙可能室」 (屋内の全部 または一部に設置できる) (紙巻き・加熱式ともに喫煙可能) (喫煙以外のこと（飲食等）もできる) 「屋内の全部」を喫煙可とした場合、 従業員が受動喫煙にさらされる → 条例で対策
喫煙目的施設	公衆喫煙所	同上	「喫煙目的室」 (屋内の全部または一部に設置できる) (紙巻き・加熱式ともに喫煙可能) (喫煙以外のこと（飲食等）もできる)
	喫煙を主目的とするバー等 ・たばこの販売許可が必要		
	店内喫煙可能なたばこ販売店		
罰則		施設管理権原者等…50万円以下の過料 喫煙者…30万円以下の過料	
喫煙者		・喫煙する場合は、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない（喫煙禁止場所を除く）。	
上記施設の管理権原者		・喫煙場所を定める場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。 ・喫煙場所には、喫煙可能な場所である旨の掲示をしなければならない。	
上記施設の管理権原者・管理者		・施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。 ・喫煙場所に20歳未満を立ち入らせてはいけない。	

※管理権原者：施設における取組の方針の判断、決定を行う立場にある者
 ※管理者：事実上、現場の管理を行っている者